

公布された条例のあらまし

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 警察職員のうち警察官の定数を1,717人に増員し、警察官の階級別定員を改正することとした。（第2条及び別表関係）
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めることとした。
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が公布されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る事務の手数料の額を定めることとした。（別表第1関係）
- 2 自動車の保有に関して必要となる手続きが、電子申請により行うことができることとなったことに伴い、自動車の保管場所を確保していることを証する旨の通知に係る手数料の額を定めることとした。（別表第1関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。ただし、2については、平成30年1月4日から施行することとした。

佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 発電用原子炉の設置者が発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対し出力割額を課することとした。（第4条関係）
- 2 1に伴い、出力割の課税期間の終期を廃止措置が終了した旨の確認を受けた日の属する月の末日までとする等所要の改正を行うこととした。（第5条関係）
- 3 廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月以降における出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、23,000円とすることとした。（第7条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、一部の規定を除き、地方税法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務の一部を各市町が、文化財保護法に基づく事務の一部を佐賀市が処理することとした。（第2条関係）
- 2 農地法に基づく農林水産大臣の指定を佐賀市が受けたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第2条関係）

- 3 工場立地法が改正され、同法に基づく事務の一部を町が処理することとされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第2条関係）
- 4 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 鹿島高等学校と鹿島実業高等学校、白石高等学校と杵島商業高等学校、塩田工業高等学校と嬉野高等学校とを再編統合し、それぞれ新しい高等学校を設置することとした。（別表関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成29年10月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 県立学校職員の定数を3,264人に減員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を5,673人に増員することとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 特定非営利活動促進法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県犯罪被害者等支援条例（条例第11号）

- 1 この条例は、予期せざる犯罪等に巻き込まれ、直接的、副次的な被害に苦しめられている犯罪被害者等に対して、社会全体がその立場に立ち、その心に寄り添った支援を行うことが大切であることから、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策について、その基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる佐賀県を目指すことを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 犯罪被害者等支援についての基本理念を定めることとした。（第3条関係）
- 3 県、県民、事業者及び民間支援団体の責務について定めることとした。（第4条～第7条関係）
- 4 県は、犯罪被害者等支援に関する推進計画を定めるものとした。（第8条関係）
- 5 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。（第9条関係）
- 6 県は、国、市町、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に係る機関と連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとした。（第10条関係）
- 7 犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることとした。
  - (1) 相談、情報の提供等（第11条関係）

- (2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第 12 条関係）
  - (3) 日常生活の支援（第 13 条関係）
  - (4) 安全の確保（第 14 条関係）
  - (5) 居住の安定等（第 15 条関係）
  - (6) 雇用の安定（第 16 条関係）
  - (7) 保護又は捜査の過程における配慮等（第 17 条関係）
  - (8) 経済的な助成に関する情報の提供等（第 18 条関係）
  - (9) 県民等の理解の増進（第 19 条関係）
  - (10) 人材の育成（第 20 条関係）
  - (11) 民間支援団体等に対する支援（第 21 条関係）
- 8 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の推進に当たっては、犯罪被害者等をはじめ広く県民から意見を聴き、その反映に努めるものとした。（第 22 条関係）
- 9 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 佐賀県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）
- 1 社会福祉法が改正されたことに伴い、佐賀県社会福祉審議会において精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。（第 2 条関係）
- 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 13 号）
- 1 児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第 4 条及び第 15 条関係）
- 2 この条例は、一部の規定を除き、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 佐賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）
- 1 河川法施行令が改正されたことに伴い、占用料を一括して徴収することができる場合について定めることとした。（第 2 条関係）
- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県税条例等の一部を改正する条例（条例第 15 号）
- 1 佐賀県税条例の一部改正
- (1) 条例の題名を佐賀県税条例に改めることとした。（題名関係）
  - (2) 児童福祉法の規定に基づき家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が 5 人以下であるものに限る。）の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の 3 分の 2 に相当する額を価格から控除するものとした。（第 57 条の 3 関係）

- (3) 電子情報処理組織を用いて自動車取得税及び自動車税の納付に係る手続きを行う場合の納付の方法を改めることとした。(第97条及び第113条の3関係)
  - (4) 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長することとした。(附則第5条の6関係)
  - (5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る自動車取得税の税率の特例措置について、その対象の見直しを行い、当該特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること等とした。(条例第1条の規定による改正後の附則第18条の2関係)
  - (6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるもの以外のものの取得に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、その対象の見直しを行い、当該特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。(条例第1条の規定による附則第18条の2の3関係)
  - (7) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車を取得した場合の翌年度の自動車税の税率を軽減する特例措置について、その対象の見直しを行い、当該特例措置の適用期限を平成31年度課税分まで延長すること等とした。(附則第19条関係)
  - (8) 個人の県民税の調整控除について、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける納税義務者で前年の合計所得金額が900万円を超えるものに係る加算額について所要の整備をすることとした。(第34条関係)
  - (9) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る自動車取得税の税率の特例措置について、その対象の見直しを行い、当該特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること等とした。(条例第2条の規定による改正後の附則第18条の2関係)
  - (10) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるもの以外のものの取得に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、その対象の見直しを行い、当該特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。(条例第2条の規定による附則第18条の2の3関係)
- 2 佐賀県税条例の一部を改正する条例(平成24年佐賀県条例第52号)の一部改正関係  
地方消費税の税率の78分の22への引き上げに係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。(佐賀県税条例の一部を改正する条例附則第1条関係)
  - 3 佐賀県税条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第32号。以下「平成28年条例」という。)の一部改正関係
    - (1) 法人税割の税率の引下げに係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。(平成28年条例附則第1条関係)
    - (2) 自動車取得税  
自動車取得税の廃止に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。(平成28年条例附則第1条関係)
    - (3) 自動車税
      - ア 環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。(平成28年条例附則第1条関係)
      - イ 環境性能割の創設時期の延期に伴い、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に取得された自動車に係る環境性能割

の特例措置に係る規定を削除することとした。(平成 28 年条例第 2 条関係)

ウ 改正前の自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成 31 年 10 月 1 日とすることとした。(平成 28 年条例附則第 1 条関係)

- 4 佐賀県税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年佐賀県条例第 34 号)の一部改正関係  
改正前の自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成 31 年 10 月 1 日とすることとした。(佐賀県税条例等の一部を改正する条例附則第 1 項関係)
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとした。
- 7 1(1)に伴い、県税事務所設置条例ほか 8 条例について所要の改正を行うこととした。
- 8 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例について所要の改正を行うこととした。
- 9 所要の経過措置を定めることとした。